

第4節 子ども・子育て支援給付

(1) 幼児期の教育・保育（保育所、幼稚園、認定こども園等）

＜確保方策の考え方＞

1号認定については、市内幼稚園3園と、こども園5園で対応します。幼稚園での預かり保育を継続実施し、1号（教育利用希望者）の保育ニーズに対応します。（幼稚園で平日7時45分から、降園後、18時まで預かり保育を実施）

2号認定及び3号認定については、市内こども園5園、保育園4園、小規模保育事業所2園で対応します。

また、民間の幼児・教育保育施設との連携のもと、利用定員（保育枠）の拡大に向けて検討し、保育の弾力化による受入れや既存施設の改修、地域型保育事業等の参入支援を行います。併せて課題となっている保育士の確保等に対する支援を充実させ、安定的な保育の受入れ体制の確保に努めます。

【単位：実利用人数/年】

年度	令和7年度					令和8年度				
認定区分	3号		2号		1号	3号		2号		1号
				教育希望					教育希望	
年齢	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳
①量の見込み	43	254	420	150	83	44	242	429	161	84
②確保量※	84	249	450		660	84	249	450		380
②-①	41	▲5	30		427	40	7	21		135
年度	令和9年度					令和10年度				
認定区分	3号		2号		1号	3号		2号		1号
				教育希望					教育希望	
年齢	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳
①量の見込み	45	268	390	152	77	45	265	376	149	74
②確保量※	84	249	450		380	84	265	450		380
②-①	39	▲19	60		151	39	0	74		157
年度	令和11年度									
認定区分	3号		2号		1号					
				教育希望						
年齢	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳					
①量の見込み	46	264	363	148	71					
②確保量※	84	265	450		380					
②-①	38	1	87		161					

※保育所、幼稚園、認定こども園等の利用定員

(2) 乳児等のための支援給付（乳児等通園支援事業）

計画 69 頁に記載。

第5節 地域子ども・子育て支援事業の充実

(1) 利用者支援事業（基本型・地域子育て相談機関・こども家庭センター） 【担当課：健康こども福祉課・保育未来課】

子ども及びその保護者や妊娠している方が、保育所、幼稚園、認定こども園での教育・保育や一時預かりなどの地域子ども・子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、相談対応及び情報提供を実施することで利用者支援を図ります。

<確保方策の考え方>

子育てコンシェルジュを保育未来課に配置し、相談対応を行います。

【単位：施設数】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
【基本型】	量の見込み	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
	確保方策	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
【地域子育て相談機関】	量の見込み	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
	確保方策	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
【こども家庭センター型】	量の見込み	0箇所	0箇所	1箇所	1箇所	1箇所
	確保方策	0箇所	0箇所	1箇所	1箇所	1箇所

■利用者支援事業の分類

基本型	<p>◆利用者支援 子育てに関する相談や情報提供、事業利用にあたっての助言・支援等を実施し、子育て世帯に寄り添った支援を展開するものです。</p> <p>◆地域連携 地域の関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行うとともに、地域の子育て資源の育成や地域における子育て支援のネットワークづくりを支援するものです。</p> <p>◆地域子育て相談機関【新規】 虐待の発生を未然に予防するための支援の強化として、保育所等の子育て支援の施設や場所において、全ての子育て世帯や子どもが身近に相談することができる相談機関を整備するものです。</p>
【新規】 こども家庭 センター型	<p>妊産婦や子ども、その家族が安心して生活できるよう「児童福祉」と「母子保健」が一体となり、健康の保持・増進に関する支援のほか、それぞれの家庭の状況に応じた支援を切れ目なく行うものです。</p>

(14) 延長保育事業 【担当課：保育未来課】

就労形態の多様化に伴う保育需要に対応するため、通常保育を延長した保育を行います。

<確保方策の考え方>

市内全ての保育所及び認定こども園（保育所部分）で実施します。

【単位：実利用人数／年】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	233人	231人	227人	221人	216人
②確保方策	233人	231人	227人	221人	216人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

(15) 病児・病後児保育事業 【担当課：保育未来課】

病児・病後児について、病院や保育所等の専用スペースで、看護師等が一時的に保育等を行う事業で、病気により集団保育が困難で、かつ保護者が家庭で保育することが困難な児童が対象となります。

<確保方策の考え方>

病児保育については、県内25市町村との協定による広域的な相互利用により、提供体制を確保します。病後児保育については、私立保育所1箇所を実施します。

【単位：延べ利用人数／年】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	85人日	87人日	88人日	88人日	88人日
②確保方策	85人日	87人日	88人日	88人日	88人日
②-①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

(16) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【担当課：保育未来課】

保育所等に入所していない生後0歳6か月から満3歳未満の乳幼児に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、保護者との面談により乳幼児や保護者の心身の状況及び養育環境の把握、子育てに関する情報提供、助言等の援助を行う事業です。

<確保方策の考え方>

令和8年度より地域子ども・子育て支援事業から「乳児等のための支援給付」に変更となります。実施に向けた検討及び関係施設の調整を行います。

【単位：延べ利用人数／日】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	4人日	4人日	4人日	4人日	4人日
②確保方策	0人日	4人日	4人日	4人日	4人日
②-①	▲4人日	0人日	0人日	0人日	0人日

第6節 幼児教育・保育の一体的提供と推進体制の確保

(1) 認定こども園についての考え方

認定こども園は、幼児教育・保育を一体的に行う施設で、保護者の就労状況にかかわらず利用することが可能であるため、保護者の就労状況が変化した場合でも、通い慣れた園を継続して利用できることが大きな特長です。また、認定こども園は、地域の子育てを支援する役割も担っており、園に通っていない子どもの家庭であっても、子育て相談や親子の交流の場への参加が可能です。

現在、本市には5つの認定こども園が設置・運営されています。今後も、保護者ニーズの把握を行いながら、地域の実情に応じた認定こども園の普及に努めるとともに、施設が認定こども園に移行する際に必要な支援を適正に実施します。

(2) 質の高い教育・保育の提供に向けた考え方と推進方策

保育所や幼稚園、認定こども園における質の高い教育・保育の提供に向けて、職員の資質や指導力の向上を目的に現場訪問による指導や研修会を実施しています。今後も、全市的に質の高い教育・保育環境を整備するため、私立、公立問わず、訪問指導や各種研修会を行うことで人材育成を支援するほか、幼児教育アドバイザーの配置により、各施設への助言や運営支援を強化します。

(3) 幼児期の教育・保育施設の相互の連携及び小・中学校等との連携

本市の幼児教育・保育施設において、それぞれ特長ある教育・保育が提供されており、教育プログラムや運営方法等についての情報交換や連携した取組みを促進することで、市全体として質の高い教育・保育を提供することにつながります。こうした連携を支援するため、各施設長や職員が交流できる機会を設けるよう努めます。また、幼保小の架け橋プログラムや小中一貫教育を推進することで、子どもの主体的な学びや円滑な接続を支援します。

(4) 乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容について

地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受入れ枠の確保に努めるほか、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間で情報を共有することができる体制を整備します。

認定こども園における満3歳児クラスの活用を促進し、乳児等通園支援事業の利用から教育・保育施設の利用への円滑な移行を支援します。